

○弘前市地域包括支援センター運営要綱

(目的)

第1条 本要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の47第1項の規定に基づき、法第115条の45第1項第1号ニ、法115条の45第2項第1号から第3号及び第6号、並びに法第115条の46第7項、法第115条の48第1項に掲げる事業の実施について市から委託を受けた者が設置する弘前市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営に関して、市がその設置の責任主体として適切に関与するために必要な事項を定め、センターの円滑な運営を図るとともに、高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。

(利用対象者)

第2条 センターの利用対象者は、本市に在住する65歳以上の高齢者及びその家族等とする。

(業務内容)

第3条 センターは、次に定める事業を市の示した方針に従い行うものとする。

- (1) 第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニ）
- (2) 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）
- (3) 権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）
- (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第2項第3号）
- (5) 認知症総合支援に関する業務（法第115条の45第2項第6号）
- (6) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築（法第115条の46第7項）
- (7) 地域ケア会議推進に関する業務（法第115条の48第1項）
- (8) 市が実施する高齢者の保健・福祉・医療等各種事業の趣旨の普及啓発及び代理申請事務
- (9) 地域包括支援センター協力機関(ブランチ)の老人介護支援センターとの連携業務
- (10) その他市が適当と認める業務

2 センターに併設して、法第115条の22第1項の規定による指定介護予防支援事業所を設置し、法第8条の2第16項に規定する指定介護予防支援事業を実施する。

(運営)

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後6時までとする。

2 センターの休館日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178

号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までとする。

- 3 センターの長は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て開館時間を変更し、休館日においても開館し、又は開館日においても休館することができる。
- 4 センターは、その開館時間外及び休館日においても、緊急時に連絡を取れるよう必要な措置を講じることとし、緊急時の連絡体制については、センター設置法人の本体施設等との連携による対応も可とする。

(職員の配置)

第5条 職員の設置にあたっては、あらかじめ、センターの管理責任者を定めるとともに、次に掲げる第2号から第4号の職種の職員を常勤専従で配置しなければならない。

- (1) センター長(第2号から第4号のいずれかの職員との兼任可)
- (2) 保健師 1人
- (3) 社会福祉士 1人
- (4) 主任介護支援専門員 1人

2 前項に掲げる職員のほか、センターの業務に応じて必要な職員を配置することができる。

(業務の評価)

第6条 センターは、法第115条の46第4項及び第9項に基づき、運営や業務に対する自己評価を行うとともに、市の定期点検と評価を受けるものとする。

(センター情報公表への協力)

第7条 センターは、市が法第115号の46第10項に基づき、住民の理解促進を目的として、センターの事業内容や運営状況に関する情報を公表する際に協力することとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条第1項第2号に掲げる職員は、当分の間、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師(准看護師は含まない。)をもって充てることができる。
- 3 第5条第1項第3号に掲げる職員は、当分の間、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者をもって充てることができる。

4 第5条第1項第4号に掲げる職員は、当分の間、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者をもって充てることができる。

なお、平成19年度に限っての特例措置として、ケアマネジメントリーダー研修が未修了であっても、平成19年度中に主任介護支援専門員研修を受講することを条件として、既に、「介護支援専門員現任研修事業の実施について」（平成12年9月19日付け老発第646号厚生省老人保健福祉局長通知）に基づく介護支援専門員現任研修（基礎研修課程及び専門研修課程）を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有する者としても差し支えないものとする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。